

(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備に係る地元対策費の交付に関する確認書

埼玉西部環境保全組合（以下「甲」という。）と鳩山町（以下「乙」という。）は、平成30年8月5日締結の、(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書第17条に規定された「地元対策費及びその活用」における費用の支払い等に関し、次のとおり確認する。

(地元対策事業の実施主体)

第1条 地元対策費は(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の建設及び運営等について、地元の理解と協力を得るためにものであることに鑑み、甲は地元対策費を乙に交付し、原則として乙が全ての地元対策事業を実施する。

(地元対策費の交付金額・交付の期間)

第2条 地元対策費の交付総額は8億円を上限とし、その交付期間は平成31年度から平成34年度までとする。

2 各年度における地元対策費の交付額は、甲の予算の範囲内において、2億円を定額交付することを基本とする。

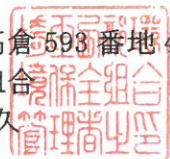
(使途の確認)

第3条 乙が甲から交付を受けた地元対策費を活用して実施する地元対策事業の内容や金額等の詳細については、前年度における甲及び乙の次年度当初予算編成時期となる毎年11月末までに乙が甲に通知し、当該事業終了後、乙は速やかに甲に対して成果を報告する。

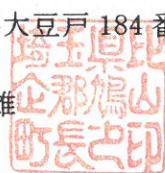
以上の内容を確認した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年12月20日

甲 埼玉県鶴ヶ島市大字高倉593番地4
埼玉西部環境保全組合
管理者 齊藤芳久



乙 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16
鳩山町
鳩山町長 小峰孝雄



【参考】(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書（平成30年8月5日締結） (地元対策費及びその活用)

- 第17条 甲（埼玉西部環境保全組合）は、施設整備に伴い、丙（鳩山町泉井地区・上熊井地区）の区域住民の生活、住環境、コミュニティの活性化、地域振興等に要する費用として、地元対策費（8億円を上限とする。ただし、施設の建設に伴い甲が自ら実施すべき事業を鳩山町が代替して実施する場合、当該事業費は8億円に含まないものとする。）を交付するものとする。
- 2 地元対策費は、前項に掲げた事業にのみ活用できるものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 3 その他、事業の具体的実施に当たっては、丙及び鳩山町の協議により決定する。
- 4 丙及び鳩山町は、地元対策事業との効果的な連携を図り、地域活性化事業に積極的に取り組むものとする。